

緊急

それ、詐欺かもしれません！！ 「新紙幣発行に伴う詐欺にご注意」

〈事例〉

【金融機関の職員を装った者】

旧紙幣は使えなくなるので
新紙幣と交換します。

その新紙幣は偽札なので交換します。



- ・新紙幣発行後も、現在の紙幣は使えます。また、**金融機関等が旧紙幣と新紙幣の交換を求めることはありません。**第三者にお金を渡さないようにしましょう。
- ・新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。
- ・不審に感じたら、すぐに消費生活相談所へご相談ください。

【困った時の相談窓口】

板野町消費生活相談所
☎088-672-6099

消費者ホットライン
☎188 (いやや)

徳島板野警察署
☎088-698-0110